

「外貨普通預金規約」新旧対比表（2026 年 2 月 27 日変更）

新（赤文字部分が変更箇所）	旧（赤文字部分が変更箇所）
(略) 第 5 条 預金の払戻し この預金の払戻し（この預金口座の解約に伴う払戻しを含みます。）は、当社に開設されているお客さまご本人名義の円普通預金口座への振替、または同一外国通貨の他の預金（当該預金をお持ちのお客さまに限ります。）への振替、当社の「国内外貨建て送金サービス規約」に基づく送金サービスを利用した払出し、またはその他当社が認める方法によるものとします。 (略)	(略) 第 5 条 預金の払戻し この預金の払戻し（この預金口座の解約に伴う払戻しを含みます。）は、当行に開設されているお客さまご本人名義の円普通預金口座への振替、または同一外国通貨の他の預金（当該預金をお持ちのお客さまに限ります。）への振替によるものとします。 (略)

※その他、文言表記統一のため当行を当社に変更。